

参考資料 2

作業環境測定を行うべき場所と測定の種類

「労働安全衛生法施行令第21条」等に基づく

例) 対象施設: 特殊溶剤を使用する工場、粉じんを発生する作業場、溶接現場、ホルマリン・エチレンオキドを使用する病院等

(一部抜粋)

作業場の種類(労働安全衛生法施行令第21条)	関係規則	測定の種類	測定回数	記録の保存年数
1 ※ 土石・岩石・金属・炭素等の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則26条	空気中の濃度及び粉じん中の遊離けい酸含有率	6ヶ月以内ごとに1回	7年
2 ※ 第1種有機溶剤または第2種有機溶剤を製造し、または取り扱う一定の業務を行う屋内作業場	有機則28条	当該有機溶剤の濃度	6ヶ月以内ごとに1回	3年
3 著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則590 591条	等価騒音レベル	6ヶ月以内ごとに1回	3年
4 暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場	安衛則607条	気温、湿度、ふく射熱	半月以内ごとに1回	3年
5 ※ 特定化学物質(第1類物質または第2類物質)を製造し、または取り扱う屋内作業場等	特化則36条の5	第1類物質または第2類物質の空気中の濃度	6ヶ月以内ごとに1回	3年 特別管理物質は30年
6 ※ 一定の鉛業務を行う作業場	鉛則52条	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3年
7 中央管理方式の空調設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則7条	一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、室温及び外気温、相対湿度	2ヶ月以内ごとに1回	3年
8 酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則3条	第1種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素濃度	作業開始前等ごと	3年
		第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素および硫化水素の濃度		3年

表中の※印は指定作業場と作業環境評価基準の適用される作業場を示す